

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（平成 29 年度）

平成 29 年 8 月 7 日

長野県須坂市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項を公表する。

特定事業の名称	(新) 須坂市学校給食センター整備運営事業
特定事業の期間	事業契約締結日から平成 47 年 7 月末まで（予定）
特定事業の概要	学校給食センターの設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務及び運営業務
公共施設等の立地	須坂市大字栃倉 413 番 1 他
実施方針を策定する時期	平成 29 年度第 3 四半期